



奈良県障害者計画

(計画期間：令和7年度～令和11年度)

🌸 概要版 🌸

令和7年3月
奈良県

1 計画の目標

目 標

「障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、
自分らしく豊かな人生を歩んでともに暮らすことができる地域社会の実現」

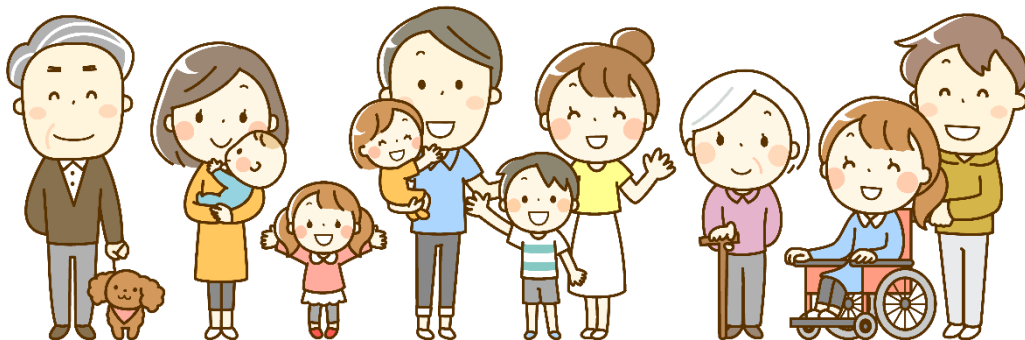
前期計画策定後の社会状況や国の動向を背景として、本計画の目標を設定するうえで、
障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、尊厳の尊重と障害者の権利の実現のため
に、誰もが生まれながらに持つ固有の尊厳に焦点を当てる「障害の人権モデル」を基礎と
し、その上で、障害とは、障害者と障害者を取り巻く社会環境の相互関係によりもたら
されているという「障害の社会モデル」の考え方に基つき、障害のある人もない人も、お
互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会
活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる共生社会の実現を目指します。

また、「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の
推進に関する条例」(令和5年4月施行)における目的を踏まえて、本計画の目標を設定しま
す。

目 的

障害のある人が、自らの選択に基づき、希望する地域生活を送ることができるよう
支援体制の充実を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と
個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現に資す
ることを目的とする。

※「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」（令和5年4月施行）より一部抜粋



2 施策推進の基本的な考え方

I 生活全般にわたる包括的な支援

- 人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応える重層的支援体制による地域共生社会の実現を目指します。
- そのために、県、市町村、関係機関等が連携し、障害のある人、そしてその家族等が抱える課題を包括的に把握し、支援します。
- また、住民同士が気かけ合う関係づくりや支援者による相談支援の両輪で、一人一人のニーズに応える資源を生み出すことや、他機関・多職種連携に努めます。

II 生涯にわたり途切れることのない支援

- 障害のある人、そしてその家族等と生涯にわたりつながり続け、必要な支援が途切れることのないよう支えます。
- そのために、乳幼児期・学齢期・成年期・高齢期の各ライフステージに応じて変化する必要な支援を一人一人の障害特性や生活状況に応じて、切れ目なく提供できる体制を構築します。

III 障害のある人の意思を尊重しともに暮らす支援

- 「障害者権利条約」が掲げている、すべての障害者があらゆる人権及び基本的自由を享有し、個人の尊厳が尊重されることを目指します。
- 障害を理由とするあらゆる差別をなくし、合理的配慮のもと障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有する社会を目指します。
- 障害者に関わることを決めるときは、障害者の意見を重視し、社会的障壁の除去並びに教育、就労、文化・芸術・スポーツ、住まい、地域社会での生活などにおいて希望する生活の実現を目指します。

3 計画の期間と位置づけ

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、「障害者基本法*」に基づく「都道府県障害者計画*」と「障害者総合支援法*」に基づく「都道府県障害福祉計画*」及び「児童福祉法」に基づく「都道府県障害児福祉計画」を一体的に策定します。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者 計画	奈良県障害者計画					奈良県障害者計画					奈良県障害者計画				
障害 福祉計画	第4期		第5期			第6期		第7期		第7期	(第8期)				
障害児 福祉計画			第1期			第2期		第3期		第3期	(第4期)				

4 ライフステージに着目した主な施策



〈分野〉

きょうせいしゃかい じつげん
共生社会の実現に
む かりかい そくしん
向けた理解の促進

ひつよう みちか
必要なときに身近
ちいき そうだん
な地域で相談でき
たいせい
る体制づくり

きぼう ちいきせいかつ
希望する地域生活
おく しえん
を送るための支援

ちいき あんしん
地域で安心してと
く
もに暮らすための
かんきよう
環境づくり

ひつよう い
いつでも必要な医
りよう りよういく う
療や療育を受けら
かんきよう
れる環境づくり

しょうがいとくせいとう おう
障害特性等に応じ
てきせつ きよういく すいしん
た適切な教育の推進

のうりよく さいだいげん はっ
能力を最大限に発
き はたら つづ
揮し働き続けられ
しゅうろう そくしん
る就労の促進

だれ きがる しゃかい
誰もが気軽に社会
さんか かんきよう
参加できる環境づくり

にゅう よう じ き
乳 幼 児 期

がく れい き
学 齢 期

しょうがい
障害のある
しょうがいりかい そくしん しょうがい りゆう さべつ かいしょう
・障害理解の促進 ・障害を理由とする差別の解消

ちいき そうだん しえん
地域における相談支援の
だれ てきせつ しえん う
誰もが適切な支援を受けられ

じこけつてい
自己決定
じ こ けつてい ささ じんざい かくほ いくせい
・自己決定を支える人材の確保・育成

きょうか
ネットワークの強化
がくれいき しえんきかん れんけい
学齢期における支援機関の連携

すいしん ぼうはんたいさく
・バリアフリーの推進 ・防犯対策

けんりつしょうがいふくしせつ じゅうじつ
県立障害福祉施設の充実
けんりつしょうがいふくしせつ しょうがいじしえん じゅうじつ どう
・県立障害福祉施設における障害児支援の充実 等

こ しえん じゅうじつ
子どもへの支援の充実
ちいきりよういくたいせい じゅうじつ はったつしょうがいじ しえん
・地域療育体制の充実 ・発達障害児への支援

とくべつしえんきよういく じゅうじつ
・特別支援教育の充実
きよういく じゅうじつ きようしよくいん せんもんせい こうじょう
・インクルーシブ教育の充実 ・教職員の専門性の向上

じょうほう
・情報アクセシビリティ



せい ねん き
成 年 期

こう れい き
高 齢 期

ひと ひと く しゃかい
人もない人もともに暮らしやすい社会づくり
ぎゃくたい ぼうし すいしん けんり ようご すいしん ぎょうせいきかん はいりよ
・虐待の防止の推進 ・権利擁護の推進 ・行政機関における配慮

たいせい たきかんれんけい ほうかつてき そうだんしえん
体制づくり ・多機関連携による包括的な相談支援
そうだんたいせい きょうか しょうがいとくせいとう おう せんもんそうだん じゅうじつ
る相談体制の強化 ・障害特性等に応じた専門相談の充実

じりつ せいかつ しえん
・自立した生活の支援
じりつ せいかつ しょうがいふくし どう じゅうじつ
・自立した生活につなげる障害福祉サービス等の充実

しえんたいせい こうちく
支援体制の構築

ちいき しえんきかん けいせい
・地域の支援機関のネットワーク形成

せいかつかんきょう こうじょう
生活環境の向上
すいしんおよ しょうひしゃひがい ぼうし ざいがいじ しえん どう
の推進及び消費者被害の防止 ・災害時における支援 等

す かくほ
住まいの確保

ちいき す かくほ しせつにゆうしょ ひつよう ひと しえん
・地域における住まいの確保 ・施設入所を必要とする人への支援

ほけん いりよう ふくし じゅうじつ
保健・医療と福祉の充実

ほけん いりよう ふくし れんけいきょうか せいしんしょうがい ひと しえん
・保健・医療と福祉の連携強化 ・精神障害のある人への支援
なんびょうかんじゃ しえん じゅうしょうしんしんしょうがい ひと いりよう ひつよう ひと しえん
・難病患者への支援 ・重症心身障害のある人や医療ケアが必要な人への支援

にんちしょう ひと しえん
認知症の人への支援

ただ ちしき ふきゅう けいはつ どう
・正しい知識の普及・啓発 等

しゅうろう しえん
就労への支援

こよう そくしん しゅうろう けいぞく ふくしてきしゅうろう しえん
・雇用の促進 ・就労の継続 ・福祉的就労への支援

しゃかいさんか そくしん
社会参加の促進

すいしん ぶんかげいじゅつかつどうとう じゅうじつ
の推進 ・スポーツ・文化芸術活動等の充実

5 施策体系

施策分野	施策の柱
(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進	1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり (1) 障害理解の促進 (2) 障害を理由とする差別の解消 (3) 虐待の防止の推進 (4) 権利擁護の推進 (5) 行政機関における配慮
(ii) 必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり	1. 地域における相談支援の体制づくり (1) 多機関連携による包括的な相談支援 2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化 (1) 障害特性等に応じた専門相談の充実
(iii) 希望する地域生活を送るための支援	1. 自己決定・自立した生活の支援 (1) 自己決定を支える人材の確保・育成 (2) 自立した生活につなげる障害福祉サービス等の充実 2. ネットワークの強化 (1) 支援ネットワークの形成
(iv) 地域で安心してともに暮らすための環境づくり	1. 住まいの確保 (1) 地域における住まいの充実 (2) 施設入所を必要とする人への支援 2. バリアフリーの推進 (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止 (1) 防犯対策の推進 (2) 消費者被害の防止 4. 災害時における支援の充実 (1) 災害時における支援の充実
(v) いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり	1. 保健・医療の充実 (1) 保健・医療と福祉の連携強化 (2) 精神障害のある人への支援 (3) 重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人への支援 (4) 難病患者への支援 (5) 認知症の人への支援 2. 子どもへの支援の充実 (1) 地域療育体制の充実 (2) 発達障害児への支援
(vi) 障害特性等に応じた適切な教育の推進	1. 特別支援教育*の充実 (1) インクルーシブ教育の充実 (2) 教職員の専門性の向上

(vii) 能力を最大限に 発揮し働き続け られる就労の促進	1. 雇用の促進	
	(1) 職場実習*の促進	(2) 障害者雇用の促進
	2. 就労の継続	
	(1) 総合的な就労支援	
(viii) 誰もが気軽に 社会参加できる 環境づくり	3. 福祉的就労*への支援	
	(1) 福祉的就労の場の確保	(2) 優先調達の推進と工賃の向上
	1. 情報アクセシビリティ*の推進	
	(1) 意思疎通支援の充実	(2) 情報保障の充実
	2. スポーツ・文化芸術活動等の充実	
	(1) スポーツ活動の充実	(2) 文化芸術活動等の充実

6 施策の方向

(i) 共生社会の実現に向けた理解の促進

1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり

(1) 障害理解の促進

- ① 県民参加型啓発運動の推進
- ② 手話の普及等
- ③ 心のサポーターの普及

(2) 障害を理由とする差別の解消

- ① 障害者差別の解消に向けた取組の推進

(3) 虐待の防止の推進

- ① 虐待の防止に向けた取組の推進

(4) 権利擁護の推進

- ① 権利擁護支援体制の構築
- ② 成年後見制度の利用促進
- ③ 入院者訪問支援員の精神科病院入院患者への訪問

(5) 行政機関における配慮

- ① 行政機関における合理的配慮の推進
- ② 選挙における配慮

(ii) 必要^{ひつよう}なときに身近^{みぢか}な地域^{ちいき}で相談^{そうだん}できる体制^{たいせい}づくり

1. 地域^{ちいき}における相談^{そうだん}支援^{しえん}の体制^{たいせい}づくり

(1) 多機関連携^{たきかんれんけい}による

包括^{ほうかつき}的な
相談^{そうだん}支援^{しえん}

- ① 地域^{ちいき}相談^{そうだん}支援^{しえん}ネットワークの構築^{こうちく}
- ② 地域^{ちいき}の相談^{そうだん}窓口^{まどぐち}の充実^{じゅうじつ}
- ③ 奈良^{なら}県^{けん}自立^{じりつ}支援^{しえん}協議^{ぎょうぎ}会^{かい}の活動^{かつどう}の充実^{じゅうじつ}
- ④ 市^し町村^{ちょうそん}自立^{じりつ}支援^{しえん}協議^{ぎょうぎ}会^{かい}の活性化^{かつせいか}に向けた支援^{むしえん}
- ⑤ 見守^{みまも}り支援^{しえん}体制^{たいせい}の構築^{こうちく}

2. 誰^{だれ}もが適切^{てきせつ}な支援^{しえん}を受け^うけられる相談^{そうだん}体制^{たいせい}の強化^{きょうか}

(1) 障害^{しょうがい}特性^{とくせい}等に

応^{おう}じた専門^{せんもん}相談^{そうだん}
の充実^{じゅうじつ}

- ① 専門^{せんもん}的^{てき}な相談^{そうだん}機能^{きののう}の充実^{じゅうじつ}
- ② 障害^{しょうがい}のある子ども^こと家庭^{かてい}に対する専門^{たいせんもん}的^{てき}相談^{てきそうだん}の
充実^{じゅうじつ}

(iii) 希望する地域生活を送るための支援

1. 自己決定・自立した生活の支援

(1) 自己決定を支える 人材の確保・育成

- ① 相談支援従事者の確保・育成によるサービス等
利用計画・障害児支援利用計画等の作成促進と
質の向上
- ② 障害福祉サービス事業所等の従事者の確保
- ③ 障害福祉サービス事業所等の従事者の資質向上

(2) 自立した生活につ なげる障害福祉 サービス等の充実

- ① 基盤整備の促進及び支援内容の質の向上
- ② 支給決定の適正化
- ③ 社会福祉施設、障害福祉サービス事業所等の指導
監査の充実
- ④ 市町村における地域生活支援に向けた取組に対す
る支援
- ⑤ 身体障害者補助犬の貸与及び啓発

2. ネットワークの強化

(1) 支援ネットワーク の形成

- ① ライフステージに応じた切れ目のない支援
- ② 学齢期における支援機関の連携
- ③ 地域の支援機関のネットワークの形成

(iv) 地域で安心してともに暮らすための環境づくり

1. 住まいの確保

(1) 地域における 住まいの充実

- ① グループホームの整備促進
- ② 公的賃貸住宅・民間賃貸住宅における住まいの確保
- ③ 市町村における住宅入居等支援に向けた取組に対する支援

(2) 施設入所を必要とする人への支援

- ① 入所施設における生活の質の向上
- ② 県立障害福祉施設における障害児支援の充実

2. バリアフリーの推進

(1) 障害のある人に 配慮したまちづくり の総合的な推進

- ① 住みよい福祉のまちづくりの推進
- ② 総合的なバリアフリー化の推進
- ③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進
- ④ ユニバーサルツーリズム*の推進
- ⑤ 県の施設におけるバリアフリー化の推進

3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止

(1) 防犯対策の推進

- ① 防犯対策の推進

4. 災害時における支援の充実

(1) 災害時における 支援の充実

- ① 要配慮者に関する取組の推進
- ② 福祉避難所の整備
- ③ 災害時のこころのケアの推進

(2) 消費者被害の 防止

- ① 消費者被害の防止

(v) いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

1. 保健・医療の充実

(1) 保健・医療と福祉の連携強化

- ① 障害のある人の在宅医療等の支援の充実
- ② 障害のある人の歯科医療受診環境の確保

(2) 精神障害のある人への支援

- ① 精神科救急医療体制の充実
- ② 地域移行・地域定着支援等の充実
- ③ 相談支援体制の構築
- ④ 医療費負担の軽減に向けた支援

(3) 重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人への支援

- ① 身近な地域における支援体制の構築
- ② 重症心身障害児者等支援人材の育成
- ③ 喀痰吸引等を実施できる介護職員等の養成・確保

(4) 難病患者への支援

- ① 関係機関の連携強化による支援の充実
- ② 在宅サービス等の利用促進に向けた周知・啓発

(5) 認知症の人への支援

- ① 正しい知識の普及・啓発
- ② 介護サービス基盤の整備

2. 子どもへの支援の充実

(1) 地域療育体制の充実

- ① 障害のある子どもへの支援体制の充実
- ② 地域の障害のある子どもに関わる機関における支援の充実
- ③ 早期発見体制の整備と相談支援機能の充実

(2) 発達障害児への支援

- ① 相談支援体制の充実
- ② 家族等への支援の充実
- ③ 支援ネットワークの構築

(vi) 障害特性等に応じた適切な教育の推進

1. 特別支援教育*の充実

(1) インクルーシブ

教育の充実

- ① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実
- ② 切れ目ない支援体制の充実

(2) 教職員の専門性

の向上

- ① 特別支援教育に関する研修の充実
- ② 専門家の活用

(vii) 能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進

1. 雇用の促進

(1) 職場実習*の促進

- ① 職場実習機会の拡大

(2) 障害者雇用の促進

- ① 一般企業等における雇用の場の確保
- ② 農業分野における雇用の場の確保
- ③ 県における雇用の場の確保

2. 就労の継続

(1) 総合的な就労支援

- ① 「障害者はたらく応援団なら」の活動推進
- ② 職場定着支援の充実
- ③ 障害特性に応じた職場訓練の推進

3. 福祉的就労*への支援

(1) 福祉的就労の場の確保

- ① 売れる商品づくりの推進
- ② 農福連携の推進

(2) 優先調達の推進と 工賃の向上

- ① 優先調達の推進
- ② 工賃向上に向けた取組

だれ きが る しゃかいさん か かんきょう
(Ⅷ) 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり

じょうほう すいしん
1. 情報アクセシビリティ*の推進

い し そつう し えん
(1) 意思疎通支援の
じゅうじつ
充実

- ① じょうほう こうじょうおよ い し そつう し えん
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の
じゅうじつ
充実
- ② い し そつう し えん にな じんざい ようせい かくほ
意思疎通支援を担う人材の養成・確保
- ③ しちょうそん とりくみ たい し えん
市町村の取組に対する支援

じょうほうほしょう じゅうじつ
(2) 情報保障の充実

- ① しょうがいとくせい おう じょうほうほしょう じゅうじつ
障害特性に応じた情報保障の充実
- ② けんせいこうほう じゅうじつ
県政広報の充実
- ③ どくしょ すいしん
読書バリアフリーの推進

ぶん かげいじゅつかつどうとう じゅうじつ
2. スポーツ・文化芸術活動等の充実

かつどう
(1) スポーツ活動の
じゅうじつ
充実

- ① スポーツをつう きょうせいしゃかい じつげん
スポーツを通じた共生社会の実現
- ② スポーツにとく きかい じゅうじつ
スポーツに取り組む機会の充実
- ③ しょうがい ひと たの
障害のある人がスポーツを楽しむことができる
かんきょう
環境づくり
- ④ しょうがいしゃ ささ じんざい いくせい
障害者スポーツを支える人材の育成

ぶん かげいじゅつかつどうとう
(2) 文化芸術活動等
じゅうじつ
の充実

- ① ぶん かげいじゅつかつどうとう さん か きかい じゅうじつ
文化芸術活動等に参加する機会の充実
- ② けんりつぶんかしせつ とりくみ じゅうじつ
県立文化施設における取組の充実



7 計画の推進体制等

計画の実効性を確保するための仕組み(計画の推進体制とP D C Aサイクル)を構築するとともに、

目標と責任を明確化します。

(1) 計画の推進体制・P D C Aサイクルの構築

・障害福祉課によるコーディネート機能を明確化、実施責任者による取組を実施、

推進体制の構築、関係者との連携・協働等

(2) 目標と責任の明確化

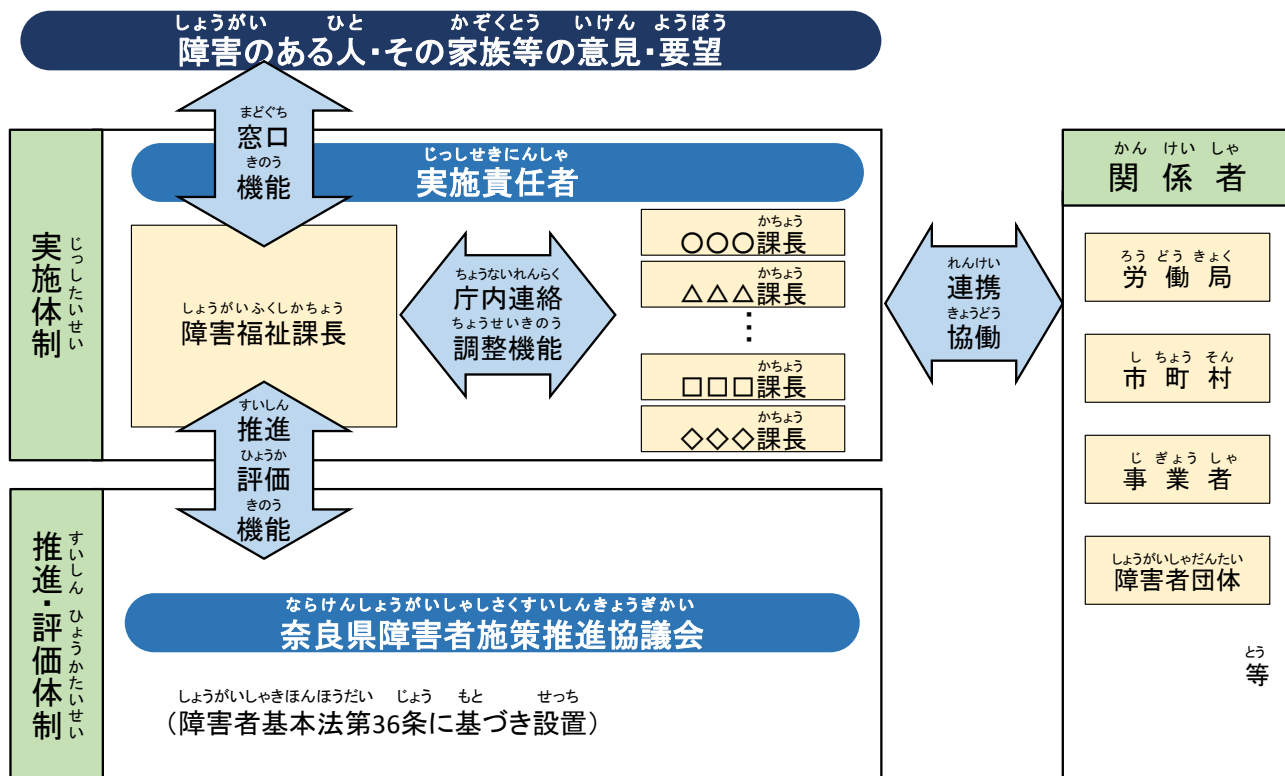
・施策の柱ごとに目標を明確化

①奈良県の目指すべき姿を設定(定性的目標)

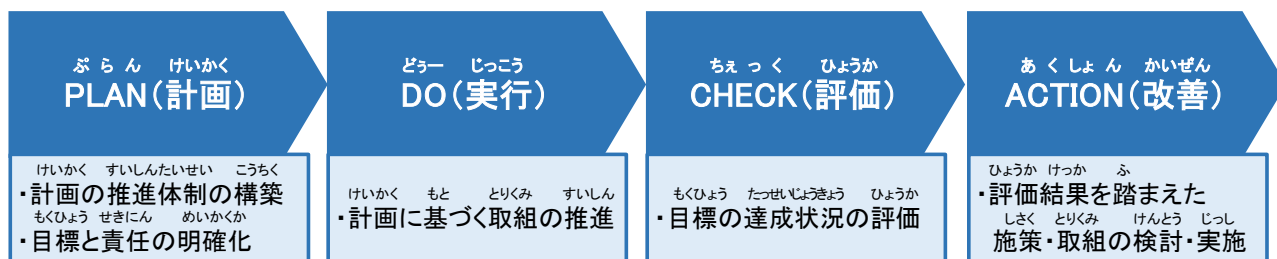
②数値目標を設定(定量的目標)

・目標の実現に向けた取組及び実施責任者を明確化

● 計画の推進体制 ●



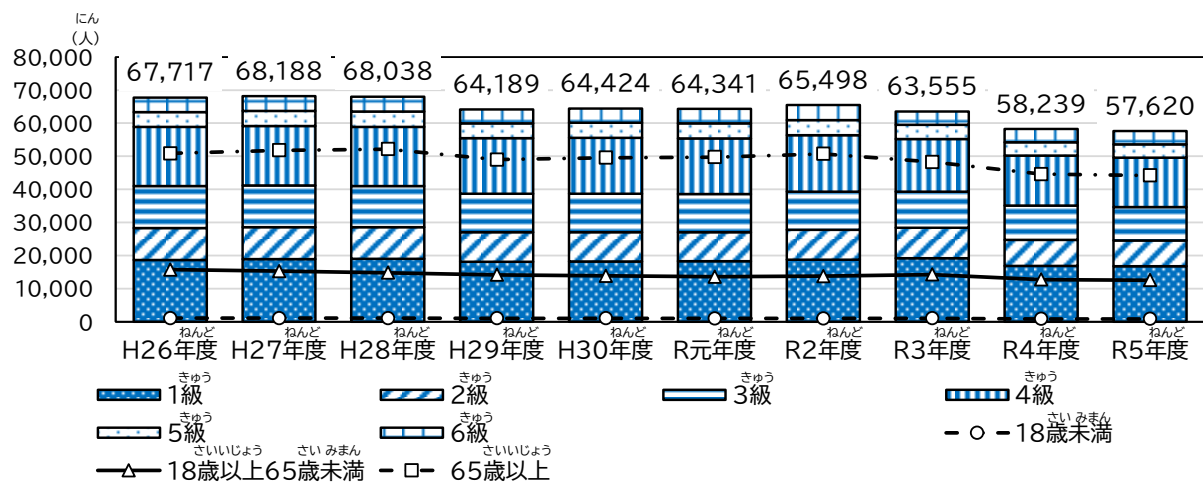
● PDCAサイクル ●



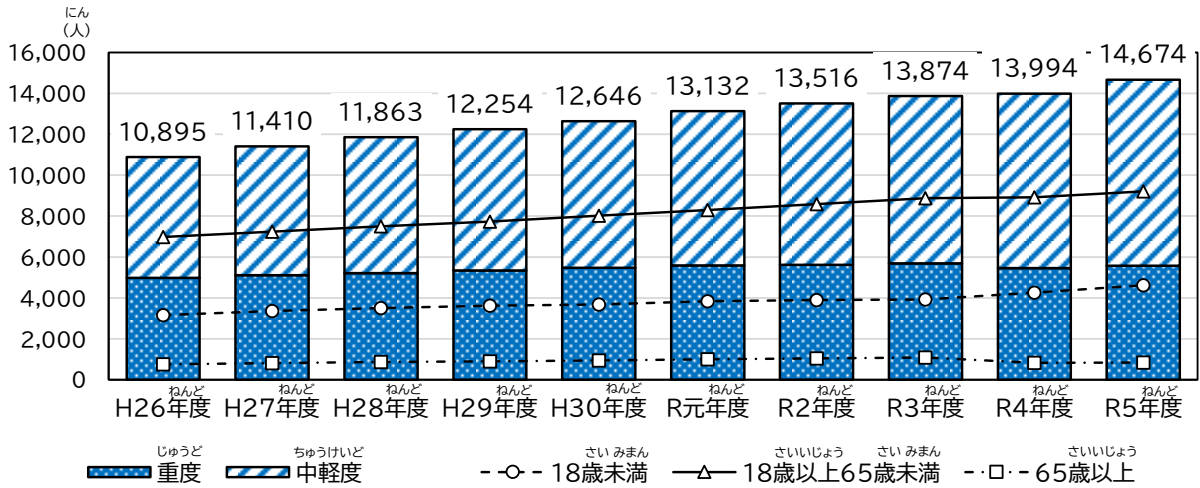
8 障害者手帳所持者数等の推移

- 令和5年度の身体障害者手帳所持者数は 57,620人で、平成26年度の 67,717人よりも 10,097人(14.9%)減少しています。
- 令和5年度の療育手帳所持者数は 14,674人で、平成26年度10,895人よりも 3,779人(34.7%)増加しています。
- 令和5年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 16,379人で、平成26年度の 7,109人よりも 9,270人(130.3%)増加しています。

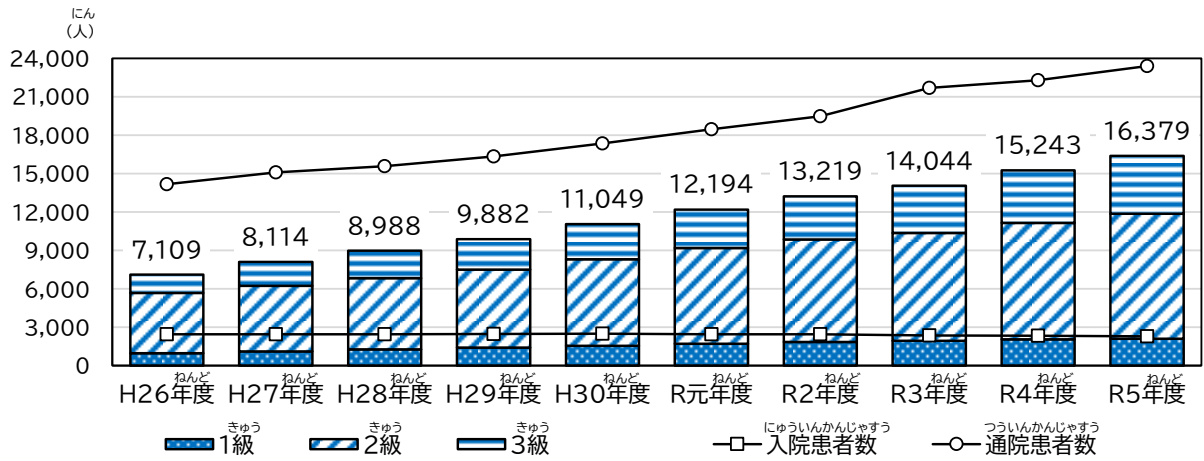
【身体障害者手帳所持者】



【療育手帳所持者】



【精神障害者保健福祉手帳所持者等】



9 ようご かいせつ 用語の解説

じゅうしょうしんしん 重症心身 障害	じゅうど したいふじゆう じゅうど ちてきしょうがい ちょうふく じょうたい 重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態のこと。
しょうがいしゃきほんほう 障害者基本法	しょうがいしゃしきく かん きちほんりねん さいだ ほうりつ しょうがい うむ にか だれ じんかく 障害者施策に関する基本理念を定めた法律。障害の有無に関わらず誰もが人格と 個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としている。障害のある人の自立 や社会参加の支援等のため、施策の基本原則や国、地方公共団体等の責務等を規定して いる。障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備のため、平成23年8月、「障害者 基本法の一部を改正する法律」が施行され、障害者の定義の見直しや、差別の禁止が 規定された。
しょうがいしゃそうごう 障害者総合 支援法	せいしきめいしょう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん 正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。 平成25年4月1日施行の「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策 を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、「障害者自立支援法」から 「障害者総合支援法」に名称が改められるとともに、法の目的規定の改正や、基本理念 の創設等が行われた。
けいほう 情報アクセ シビリティ	しょうがい ひと こうれいしゃ ふく だれ えんかつ じょうほう しゅどく りよう いしひょうじ 障害のある人や高齢者を含め、誰もが円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミ ュニケーションを行うことができるようにすること。
しよくばじっしゅう 職場実習	しょうがい ひと いっぱん きぎょうとう しゅうしよく じゅんびくねん きぎょうとう おこな 障害のある人が、一般の企業等に就職するための準備訓練として、企業等で行う 実践的な取組。
とくべつ 特別 支援教育	しょうがい ようじ じどう せいと じりつ しゃかいさんか む しゅたいてき とりくみ しえん 障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するとい う視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力 を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を 行う。
とどうふけん 都道府県 障害者計画	しょうがいしゃきほんほう もと しょうがい ひと しきく かん きほんてき じこう さいだ 「障害者基本法」に基づく障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定め る中長期的な計画。国が定める障害者基本計画を基本とし、各都道府県の状況に応 じた計画を策定することが義務づけられている。
とどうふけん 都道府県 障害 福祉計画	しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうがいふくし どう ていきょうたいせいおよ じりつしえんきゅうふ 「障害者総合支援法」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付 等の円滑な実施の確保を目的として、都道府県において策定される計画。各障害福祉サ ービスの見込量や提供体制の確保に係る目標等の事項を定めるよう努める旨、 「障害者総合支援法」に規定されている。
なんびょう 難病	げんいんふめい ちりょうほうほう かくりつ きしょう しつぺい ちょうき りょうよう ひつよう 原因不明で治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とす る疾患のこと。

にんちしょう 認知症	のうけっかんしっかん、アルツハイマー びょう やその他の疾患により、日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態のこと。記憶や判断等の機能が低下する症状を中心に、徘徊、妄想、うつ、不安等の行動や精神症状もあらわれる。
ふくしてきしゅうろう 福祉的就労	いっばんしゅうろう きぎょうてきしゅうろう こんなん しやうがい ひと ために はいりょ かんきょう しゅうろういこう 一般就労(企業の就労)が困難な障害のある人のために配慮された環境(就労移行支援、就労継続支援施設(A型・B型)等)での就労。
ユニバーサル ツーリズム	すべ ひと たの つく りよう こうれい しやうがいとう うむ かか だれ 全ての人を楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障害等の有無に関わらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行。



奈良県障害者計画 がいようばん 一概要版一
令和7年3月 れいわ ねん がつ

な ら けん ふくしいりょうぶしょうがいふくしか
奈良県 福祉医療部 障害福祉課

〒630-8501 な ら けんのぼりおおじちょう 奈良県登大路町 30

TEL : 0742-27-8513

FAX : 0742-22-1814

E-mail : syogai@office.pref.nara.lg.jp